

暴力団排除等のための部外への情報提供について（通達）

平成26年1月31日
群組一第55号警察本部長

（概要）

この規定は、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団情報の部外への情報提供をする際の必要な基本的事項を定めたものである。